

【資料1】公私連携型保育所とは

公私連携型保育所とは（児童福祉法第 56 条の 8）

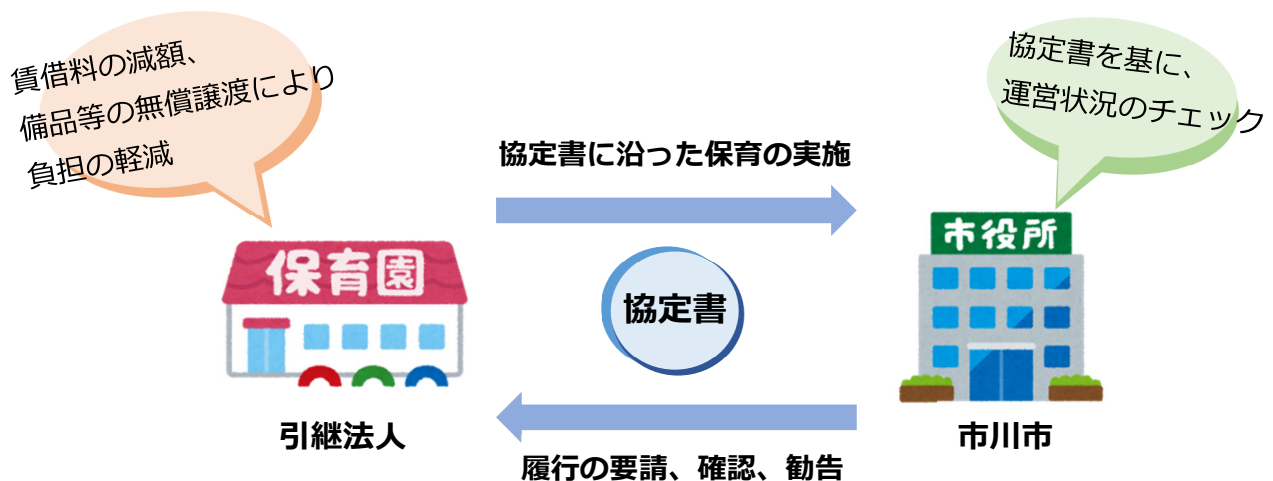
公立保育園の民営化においては、これまで保護者の皆様と意見交換を実施させていただき、「保育内容を変えないこと」「新たに保護者の負担を増やさないこと」「財務的に安定した法人を選定すること」「民営化後も市が関わること」といった、様々なご意見を頂戴しております。

これらのご意見を反映できる仕組みとして、民営化後の保育園を「公私連携型保育所」とすることにいたしました。

公私連携型保育所とは、認可の基準を満たしている保育園であり、かつ市との関わりを明確にできる運営制度です。**市が法人と協定を締結し**、職員配置や提供する保育などの運営に関わっていくことで、法人を支援・指導していきます。

また、土地・建物・備品など**市が所有する設備を無償又は安価にて貸付けもしくは譲渡**することができます。法人としても、財務的な負担が減り、保育所運営に専念することができるようになります。

～ イメージ図 ～



○公私連携型保育所として市が想定する協定内容

- ・ 公立保育園と同等以上の職員配置にすること。
- ・ 公立保育園の行事等を引継ぐこと。
- ・ 障がい児及び医療的ケア児を受け入れること。
- ・ 公立保育園での利用者負担と同程度とし、新たな徴収は行わないこと。